

事務局資料

2025年12月

経済産業省GXグループ資源循環経済課

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定

- 資源法施行令において、プラスチック製容器包装、家電4品目、自動車を指定することとした。

脱炭素化再生資源	指定脱炭素化再生資源利用促進製品	計画作成・定期報告・勧告の対象となる生産量又は販売量の基準
使用済物品等又は副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にしたプラスチック	プラスチック製容器包装（対象は主務省令で規定）	1万トン以上
	自動車（自動車リサイクル法の対象となるもの） ※ただし自衛隊法施行令第157条に規定する自動車を除く	1万台以上
	ユニット形エアコンディショナ	5万台以上
	テレビ受像機	5万台以上
	電気冷蔵庫	5万台以上
	電気洗濯機	5万台以上

プラスチック製容器包装の対象について

- 主務省令において、プラスチック製容器包装に該当する具体的な容器及びプラスチック製容器包装から除かれるものを定める。

<プラスチック製容器包装の省令（案）>

第1条 プラスチック製の 容器	容器であるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げる商品の容器とする。 一 箱及びケース 二 瓶 三 たる及びおけ 四 カップ形の容器及びコップ 五 皿 六 くぼみを有するシート状の容器 七 チューブ状の容器 八 袋 九 第一号から第八号までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 十 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの 十一 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等が され、当該容器の一部として使用される容器
第2条 プラスチック製容 器包装から除かれ るもの	プラスチック製容器包装から除かれる主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる商品 の容器及び包装とする。 一 飲食料品（いわゆる指定PETボトルを除く。） 二 医薬品、医薬部外品の一部等

指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断基準

- 主務省令において、プラスチック製容器包装、自動車、家電4品目についてそれぞれ製造事業者及び輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項を策定する。生産量・販売量に関わらずすべての事業者が対象となる。

<製造事業者の判断の基準となるべき事項（案）> ※省令は製品ごとに定めるが、内容は基本的に同じ。

第1条 目標の設定	1 自動車の製造（事業の用に供するために発注して製造することを含む。）の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する自動車に係る再生プラスチックの利用量及び利用率の向上を計画的に行うため、 <u>再生プラスチックの利用の促進に関する目標を定めるものとする。</u> 2 製造事業者は、再生プラスチックの利用量及び利用率の向上に当たっては、国産再生プラスチック（国内で生産された再生プラスチックをいう。）の利用が我が国における資源の有効な利用及び脱炭素化に資することに鑑み、 <u>国産再生プラスチックを利用するよう配慮をするものとする。</u>
第2条 安全性等の配慮 ※容器包装は規定なし	製造事業者は、前条に規定する取組により自動車に係る再生プラスチックの利用を促進する際には、自動車の <u>安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。</u>

指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断基準

<製造事業者の判断の基準となるべき事項（案）（続き）>

第3条 技術の向上	<p>製造事業者は、自動車に係る再生プラスチックの利用を促進するため、次に掲げる<u>技術の向上に計画的に取り組むものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 再資源化を行う事業者と連携して、自動車に係る使用済物品等から再生プラスチックとして利用することができる可能性のあるものを効率的に取り出す技術二 再生プラスチックを自動車に利用する技術三 その他の再生プラスチックの利用を促進するために必要な技術 <p>※ 容器包装については、「单一素材により又は使用する素材の種類等が少ないプラスチック製容器包装を製造する技術」も規定</p>
第4条 二酸化炭素の排出量の削減	<p>製造事業者は、<u>再生プラスチックの利用を促進することにより</u>、自動車に係る原材料の調達、製造、廃棄等の過程において発生する<u>二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。</u></p>
第5条 管理体制の整備	<ol style="list-style-type: none">1 製造事業者は、製造した自動車に係る再生プラスチックの利用量及び利用率を適切に把握し、その記録を行うものとする。2 製造事業者は、前項に規定する記録の作成その他再生プラスチックの利用の促進に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断基準

＜輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（案）＞

第6条 目標の設定	自ら輸入した自動車の販売の事業を行う者（以下「 <u>輸入販売事業者</u> 」という。）は、再生プラスチックが利用された自動車を自ら輸入して販売することにより、再生プラスチックの利用を促進するため、 <u>自ら輸入して販売する自動車に係る再生プラスチックの利用量及び利用率に関する目標を、自ら輸入して販売する自動車の製造の事業を外国において行う者と協力して定めるものとする。</u>
第7条 二酸化炭素の排出量の削減	輸入販売事業者は、自ら輸入して販売する自動車の製造事業者と協力して、再生プラスチックの利用を促進することにより、自動車に係る原材料の調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。
第8条 知識の向上	輸入販売事業者は、再生プラスチックの利用を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。

再生プラスチックの利用に関する計画作成・定期報告

- 生産量・販売量が一定以上の製造事業者・輸入販売事業者は、計画の提出及び定期の報告を行わなければならない。以下のとおり主務省令を定めることとした。
 - 計画は、プラスチック製容器包装と家電については5年以内、自動車については10年以内の目標を設定して提出。計画期間が終わるまで、内容に変更がなければ再度の提出は不要。
 - 計画の実施状況についての定期報告は、毎年度提出。

<計画の提出及び定期の報告に関する省令（案）>

第1条 計画の提出	1 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する <u>計画の提出は、毎年度九月末日までに、様式第一により行わなければならない。</u> 2 前項の規定により提出を行った事業者は、 <u>計画の内容が、計画を提出しようとする年度の前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年（自動車を製造又は販売する事業者については十年）を超えない範囲内で事業者が定める期間の終期の属する年度の九月末日までに、様式第一による計画書を提出すればよい。</u>
第2条 定期の報告	法第二十四条の規定による <u>報告は、毎年度九月末日までに、様式第二により行わなければならない。</u>
附則	第一条は、令和八年十月一日以後最初に開始する事業年度から適用する。 第二条は、令和九年十月一日以後最初に開始する事業年度から適用する。

計画の様式（案）

I. 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

事業年度	① 年度	② 年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る再生プラスチックの利用量／利用率	_____トン / _____%	_____トン / _____%
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	_____トン / _____%	_____トン / _____%
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	_____トン / _____%	_____トン / _____%

II. 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他

定期報告の様式（案）

I. 再生プラスチックの利用の促進に関する報告

(1) 再生プラスチックの利用量/利用率

事業年度	① 年度（報告年度） _____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)	② 報告年度の前年度 _____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進 製品に係る再生プラスチックの利用量/ 利用率	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)
事業の用に供するために発注して製造す る指定脱炭素化再生資源利用促進製品の 再生プラスチックの利用量／利用率	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生 資源利用促進製品の再生プラスチックの 利用量／利用率	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)	_____トン / _____% (うち国産再生プラスチック _____トン)

※国産再生プラスチックの量については任意報告

(2) 再生プラスチックの利用量／利用率が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

定期報告の様式（案）（続き）

II. 計画内容

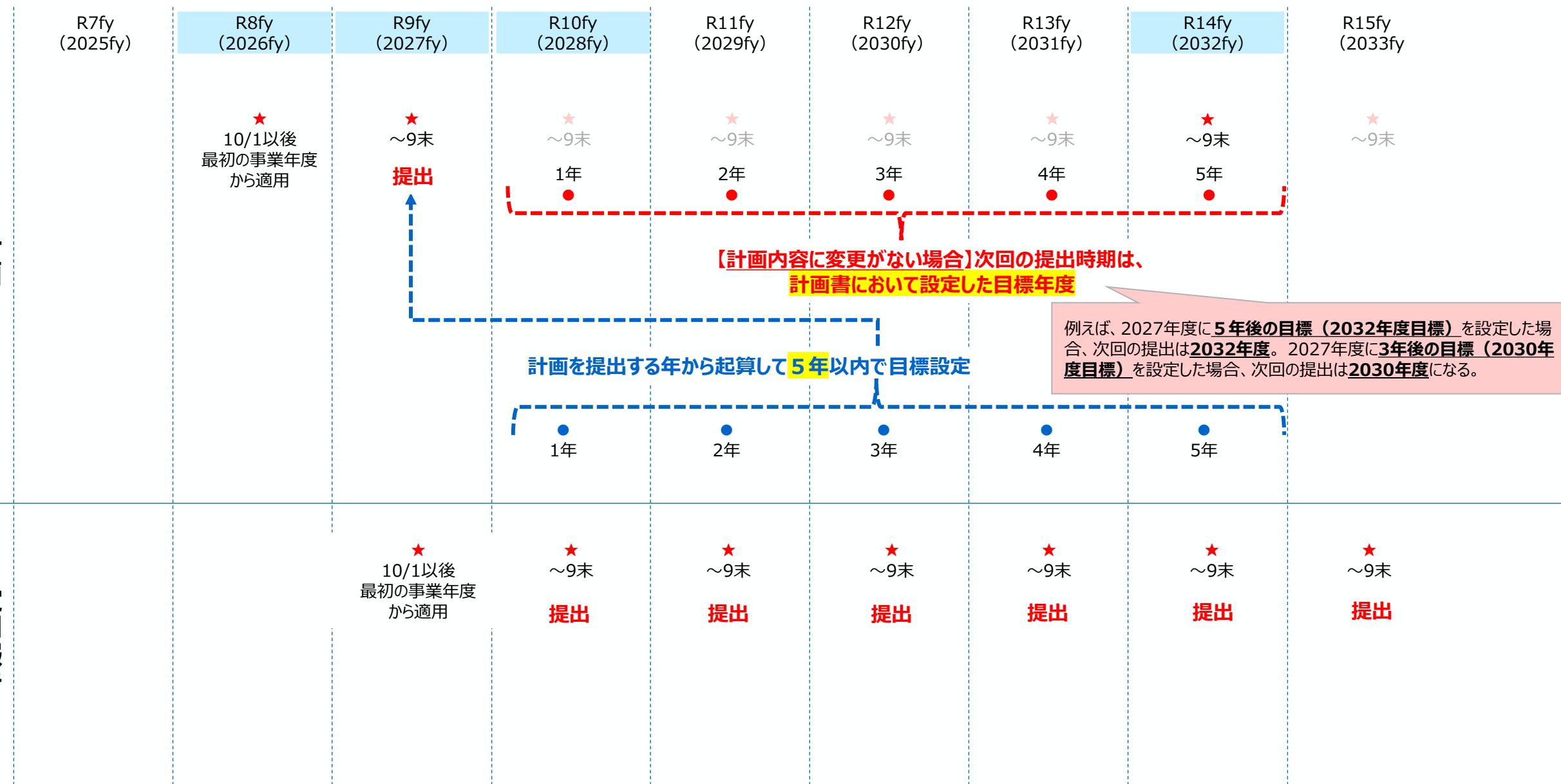
(1) 技術の向上

(2) 二酸化炭素の排出量の削減（任意）

(3) その他

計画・定期報告スケジュール（イメージ）

※プラスチック製容器包装、家電 4 品目の場合



改正資源法に係る計画・定期報告スケジュール（イメージ） ※自動車の場合

